

姫路市立谷外小学校ほか2校スクールバス運行管理業務委託 要求水準書

甲：姫路市 乙：受注者

1 業務名

姫路市立谷外小学校ほか2校スクールバス運行管理業務委託

2 目的

令和9年4月に学校統合を予定している姫路市立谷外小学校（谷内小学校と統合）、置塩小学校（古知小学校と統合）及び菅生小学校（上菅小学校と統合）の3校について、通学距離が伸びる児童の安全な通学手段を確保するため、甲が所有する車両によりスクールバスの運行管理業務を委託するものである。本業務の実施にあたっては、高度な安全運転管理能力、車両整備能力及び児童の安全を最優先とした運行体制を有する事業者を選定し、安定的かつ安全な通学環境を提供することを目的とする。

3 業務の概要

乙は、甲が所有する車両（マイクロバス29人乗り）6台を使用し、本要求水準書に基づき運行管理、運転者配置、車両点検・整備、安全管理等の一切の業務を遂行するものとする。なお、自家用自動車（白ナンバー）による運行管理業務であり、甲乙双方は本業務が道路運送法に抵触する有償運送に該当しないよう、同法及び国土交通省のガイドラインを遵守して業務を遂行するものとする。

4 契約形態

- (1) 本業務は、総価契約とし、契約金額は契約期間における総額とする。
- (2) 支払いは、年度ごとの金額を12か月で除した額を毎月定額で支払うものとする。

5 車両の仕様

- (1) 車種：日野リエッセⅡ（29人乗り）
- (2) 台数：6台（各学校2台ずつ）
- (3) 初度登録：令和8年度（新車購入予定6台）
- (4) 燃料：軽油

6 業務の実施場所等

業務の実施場所は次に掲げる場所等とする。

- (1) 対象校：谷外小学校（内、現谷内小校区） 姫路市飾東町豊国560番地
置塩小学校（内、現古知小校区） 姫路市夢前町宮置235番地
菅生小学校（内、現上菅小校区） 姫路市夢前町菅生潤802番地1
- (2) 運行経路：別紙「運行経路図案」のとおり

※実際の運行経路及び乗降場所の詳細については、契約締結後に甲乙協議の上決定する。

- (3) 車両保管場所：甲が指定する場所（学校敷地内を想定しているが、状況により変更となる場合がある。）

7 業務の対象となる児童

第6項第1号に規定する対象校に通学する児童のうち、スクールバスの利用を希望した児童とする。

8 業務履行期間

(1) 準備期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(2) 実施期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

※本業務は、債務負担行為による複数年契約である。なお、準備期間における乙への金額の支払いは発生しないものとする。

9 運行日及び運行内容等（3校共通）

(1) スクールバス登下校便

ア 運行日：原則として小学校の登校日（年間205日を基本とする）

登校日は、土・日曜日、祝日及び春季・夏季・冬季・学年末休業日を除いた日とするが、学校行事等で年に数日は休業日に登校する場合がある。

イ 運行内容

（ア）登校便

- ① 運行便数：計2便
- ② 運行時間帯：午前7時00分から午前8時00分（予定）
- ③ 運行形態：2台の車両で2ルートを各1便運行
- ④ 特記事項：午前8時頃までに学校に到着することを想定。

（イ）下校便

（一斉下校時）年間50日を想定

- ① 運行便数：計2便
- ② 運行時間帯：午後2時40分から午後3時30分（予定）
- ③ 運行形態：2台の車両で2ルートを各1便運行

（学年別下校時）年間155日を想定 ※低学年と高学年が別々に下校

- ① 運行便数：計4便
- ② 運行時間帯：午後2時40分から午後4時30分（予定）
- ③ 運行形態：2台の車両で2ルートを各2便運行

(2) その他

ア 実際の運行日及び運行時間は契約締結後に乙が策定し、甲の承認を得た運行計画に基づく。

イ 自然災害や気象状況等により、運行時間を変更する場合がある。

ウ スクールバス登下校便については、運行日数は変更することがあるが、原則として年間の運行日数の5%以内の増減があった場合も契約額の変更は行わないものとする。ただし、当該範囲を超える大幅な増減、又は経済情勢の著しい変動等、特別の事由がある場合は甲乙協議の上対応を決定する。

10 安全運転管理者

- (1) 甲は、本業務にかかる車両の使用者として、道路交通法に基づき安全運転管理者を選任し、同法に定める職務を遂行するとともに、本業務全体の安全運行における管理監督を行う。
- (2) 乙は、統括責任者をして、甲が選任する安全運転管理者と緊密に連携し、その管理監督及び指示のもと、法令に基づき、本業務の運行管理実務（運転者の労務管理、日常点呼の実施、代替要員の確保等）及び運転者の直接的な指導・監督を行うものとする。また、運行状況や運転者の心身の状態について適正な情報の共有及び報告を行うものとする。

11 統括責任者

乙は、業務を円滑に遂行するために業務全般を管理する統括責任者を選任し、次に掲げる業務を実施すること。また、統括責任者を補佐する者として副統括責任者を選任し、統括責任者が不在の場合（休暇・休憩時等）は、副統括責任者がその職務を代行すること。なお、甲が本業務において必要な要請、確認及び協議は全て乙の統括責任者（不在の場合は副統括責任者）に対して行うものとする。

- (1) 本業務の管理全般
 - ア 人員体制に係る計画及び配置
 - イ 委託業務従事者に対する指導及び情報共有
- (2) 本業務の包括的な内容に係る甲及び学校との連絡調整
- (3) 事業計画の設定及び進捗管理
- (4) 各種報告書の提出（月次・年次報告等）
- (5) 事故が発生した場合の報告書の作成及び甲への報告

12 委託業務従事者

乙は、業務の実施に当たり、業務に必要な知識及び技術を有するとともに、道路交通法、道路運送車両法その他関係法令の趣旨と、児童の安全を預かる業務の公共性を十分理解し、業務を円滑に行うことができる委託業務従事者を、業務履行期間を通じて、常に適正な人数を配置するものとし、安全で安定的な運行体制を整えるものとする。また、配置運転者が欠勤する場合に備え、あらかじめ業務に精通した代替運転者を確保し、運行に支障をきたさない体制を構築するものとする。

特に運転者については、次の要件を満たす者を選任することとし、乙は要件を充足している旨の確認を行い、その旨を書面で甲に報告すること。

- (1) 甲が所有する（本業務で使用させる）車両を運転する資格を有する者。
- (2) 心身ともに健康であり、安全運転に徹することができる者。
- (3) 過去3年間に於いて、道路交通法に定める重大な交通違反等（飲酒運転、無免許運転、過

労運転、過失運転致死傷等）による処罰、または累積点数による免許停止・取消し処分を受けていない者。

(4) 児童と接するにふさわしい明るく丁寧な対応ができる者。

なお、甲は乙の配置する個々の運転者について面接等の選別を行わず、指示・命令は全て乙の統括責任者を通じて行うものとする。

13 整備管理者

(1) 乙は、道路運送車両法第50条の規定に基づき整備管理者を選任し、車両の点検・整備、保守管理を計画的に実施し、車両を常に安全に運行できる状態に維持すること。整備管理者を選任した際は、速やかに甲に報告すること。

14 児童対象性暴力等の防止に関する措置

(1) 乙は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、本業務に従事する運転者について、氏名その他甲が確認に必要とする情報を、甲の指定する方法により届け出なければならない。

(2) 乙は、前項の運転者について、甲がこども性暴力防止法に基づき特定性犯罪歴の有無を確認するために必要な範囲で、あらかじめ書面による同意を得なければならない。

(3) 甲は、前項の確認の結果、特定性犯罪歴があることが判明した者又は確認に同意しない者については、本業務（児童と接する業務）に従事させないよう乙に求めることができる。この場合において、乙は、雇用主としての責任において、必要な人員配置の変更を行うなど必要な措置を講じなければならない。

(4) 乙は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事する運転者に対し適切な研修を実施し、実施状況を速やかに甲に報告しなければならない。

15 業務内容

乙は、善良な管理者の注意をもって次に示す業務を実施すること。なお、詳細な業務の流れや別途必要な事務については甲乙協議の上決定する。

(1) 運行計画策定業務

ア 甲が提示した「運行経路図案」を参考に、交通状況や過労運転防止に配慮した運行計画案を策定し甲に提出すること。なお、当該運行計画は、甲乙協議の上、甲が承認して決定する。

イ 運行計画案を策定するにあたっては、スクールバスを利用する児童の安全を最優先とした内容とすること。

(2) 運行管理業務

ア 運行計画に基づくスクールバスの運行

イ 運転者の勤務シフト管理、欠勤時の代替手配

ウ 運行当日の運行指揮・点呼（健康確認、アルコール検知等）

エ 運行記録（運行日誌、乗車人数、遅延・事故等）の作成・保存

- オ 児童の乗降時における安全確認及び誘導
- カ 車内における児童の安全確保・乗車マナーの徹底
- キ 運行ルート・乗降場所の提案及び見直しと実施（必要に応じ甲及び学校等と協議）

(3) 車両管理・維持整備

- ア 道路運送車両法に基づく日常点検、定期点検、車検整備の実施
- イ 車両の清掃、洗車、消毒等を定期的に行い、常に清潔な状態を維持すること。
- ウ 燃料、エンジンオイル、その他消耗品の管理及び補充・交換
- エ 冬季のスタッドレスタイヤ装着及び適切な管理
- オ 整備記録の保存・提出
- カ 故障時の対応、修理・代替車両手配（車両の故障等により、運行に支障がある場合は、直ちに甲に報告することとし、甲と連携し迅速に運行に必要な車両を手配する。）

(4) 運転者管理業務

- ア 運転者の採用・配置・教育・研修（安全運転、救急対応、接遇等）
- イ 運転者の運転記録管理、健康管理
- ウ 運行前点呼、健康状態の確認及びアルコール検知器による確認（なお、アルコール検知器及びその運用・保守、消耗品に要する費用は乙の負担とし、乙は検知器を常時有効に保持しなければならない。）
- エ 必要な資格・免許の確認・管理

(5) 安全管理・事故対応

- ア 事故発生時の初動対応（警察・学校・甲等への連絡、現場保全等）
- イ 事故報告書の作成及び甲への速やかな報告
- ウ 事故後の損害賠償対応（乙の責めに帰すべき場合は乙負担）
- エ 緊急時の連絡体制・対応マニュアルの整備・訓練（自然災害・異常気象時の対応含む）
- オ 定期的な安全訓練の実施（児童の乗降訓練を含む）
- カ 運行終了後の「置き去り防止装置」の点検や車内の最終確認の徹底
※置き去り防止装置は甲が設置する。

(6) 各種報告業務

- ア 月次報告（日々のアルコール検知器の結果、運行実績及び走行距離、事故・トラブル、整備状況等）の提出
- イ 甲及び学校からの報告要求に対する迅速な対応
- ウ 学校、保護者からの問合せ対応窓口の整備（受付・回答の記録管理）
- エ 重要事項発生時の臨時報告（遅延、運休、事故等）

(7) その他付随業務

- ア 業務で使用する帳票類・消耗品等の在庫管理と補充
- イ 本業務に関連する各種届出書類の作成・保管

16 費用負担

乙は、本業務の委託料の範囲内において次に掲げる経費の一切を負担する。なお、乙の過失

によらない車両の経年劣化に伴う大規模な修繕費（エンジン等の基幹部品の交換を想定）は、車両所有者である甲の負担とする。

- (1) 人件費（給与、手当、法定福利費、福利厚生等）
- (2) 車両整備費（車検整備費、継続検査費、法定点検費、車両修繕費、タイヤ購入交換費（スタッドレスタイヤを含む）、エンジンオイル、エレメント代、自動車重量税、自賠責保険料等）
- (3) 燃料費
- (4) 消耗品（清掃用品、事務消耗品等）
- (5) 任意保険料（対人・対物・人身傷害・車両保険等）
- (6) 第 22 項に規定する児童の乗車状況や運行状況を正確に把握する仕組みに係る導入・維持管理経費
- (7) 教育研修費
- (8) 事故等にかかる使用車両の修繕費及び代替車両手配にかかる費用

17 任意保険の加入

乙は、次の基準を満たす任意保険に加入し、保険証券の写しを甲へ提出すること。

- (1) 対人：無制限、対物：無制限、人身傷害：無制限若しくは補償制限最高額、車両保険：時価補償を基本とし、その他必要となる特約を付すこと。

18 業務実施報告

- (1) 乙は、業務を実施した日ごとに各学校から、スクールバス運行確認書による実施確認を受けること。
- (2) 乙は、月ごとに業務実施報告書を作成し、翌月 10 日までに甲に提出すること。
- (3) 当該業務の実施に関する事項について、甲が報告を求めた場合は、乙は直ちに報告すること。

19 事故発生時及び緊急時等の対応

- (1) 乙は、業務を実施するに当たり、事故等が生じた場合又は車両を滅失及び損傷した場合は、直ちに警察署に届けるほか臨機の措置をとるとともに、業務に支障が生じないよう速やかに必要な措置を講ずること。
- (2) 事故等において、第三者に損害を及ぼし、当該第三者に対して損害の賠償を行う必要が生じた場合は、責任をもって損害賠償交渉にあたるとともに、損害賠償を行うなど、事故の際の一切の処理業務を行うこと。
- (3) 乙は、事故等の突発的な事案が生じた場合、直ちに甲及び学校に連絡すること。
- (4) 自然災害又はその発生の恐れがあるときは、甲及び学校長と協議の上対応を決めること。
- (5) 自然災害、学級閉鎖等により学校が登下校の時間の変更を行った場合、乙は従事者の適正な労働時間、休憩時間及び道路交通法等の法令遵守が担保される範囲において柔軟に対応（協議の上で運行計画を一時変更等）すること。

20 損害賠償

乙は、委託業務中に乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

21 試運転等

乙は、甲及び学校と協議の上、学校統合の日までに児童の乗降練習を含む試運転（2回を想定する。）を行うとともに、運行ルートの変更等に対応するため、年度ごとに次年度の運行に向けた試運転を行い、本業務の実施に支障が生じないようにするものとする。これらの試運転に係る費用は、委託料に含まれるものとする。

22 児童の乗車管理及び保護者等との情報共有

本業務の目的である「児童の安全確保」と「安定的かつ安全な通学環境の提供」をより高い水準で実現するため、ICT技術（乗降管理システム等）の活用や事業者独自のノウハウを活かし、児童の乗車状況や運行状況を正確に把握する仕組みを導入すること。なお、具体的な実施方法は提案による。

また、その導入及び運用に係る一切の費用は、本業務の委託料に含むものとして見積金額を算出すること。

23 見積金額の範囲

(1) 見積金額は契約期間における全期間の総額を記載すること。

(2) 提出にあたっては、下記区分ごとの金額が確認できる内訳明細書を提出すること。

ア 年度区分：年度ごとの内訳金額を記載すること。

イ 学校区分：学校ごとに金額をそれぞれ区分して記載すること。

ウ 経費区分：人件費（運転者、統括責任者、整備管理者等）、車両修繕費、燃料費、保険料、提案事項関連費（システム導入・運用費用等）、試運転経費、その他経費、業務管理費、一般管理費等。

(3) 本契約は、複数年にわたる業務委託契約のスライド条項の適用対象（初期導入費用及び準備期間にかかる費用は対象外）とするため、見積りにあたっては、実施開始（令和9年4月1日）から12か月以降の賃金水準及び物価水準の変動リスクを加味しない金額での提案とすること。

24 その他

(1) 乙は、甲の求めに応じ、学校、保護者等との会議に出席すること。

(2) 運行路線の見直しやその他事由により、路線の増減、運行体制の変更等、委託業務の内容に変更が生じる場合は、その都度別途協議する。

(3) 本業務で使用する車両を活用して、放課後児童クラブでの運行を計画している。なお、本業務委託とは別契約とする予定であり、本プロポーザルにかかる見積金額には当該業務の費用を含めないものとする。具体的な運用方法や、本業務との調整事項等については、別途甲乙協議の上で決定する。

- (4) 本業務の履行期間中、本業務の遂行に支障のない範囲で甲が他事業の実施のために本業務で使用する車両を有効活用する必要がある場合、その具体的な運用方法や乙の協力範囲及び発生する費用負担等については、別途甲乙協議の上で定めるものとし、乙はこれに誠実に対応すること。
- (5) 本要求水準書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙が誠意を持って協議して定めるものとする。